

第4次北九州市男女共同参画基本計画

～女性がいきいきと活躍できるまちを目指して～

概要版

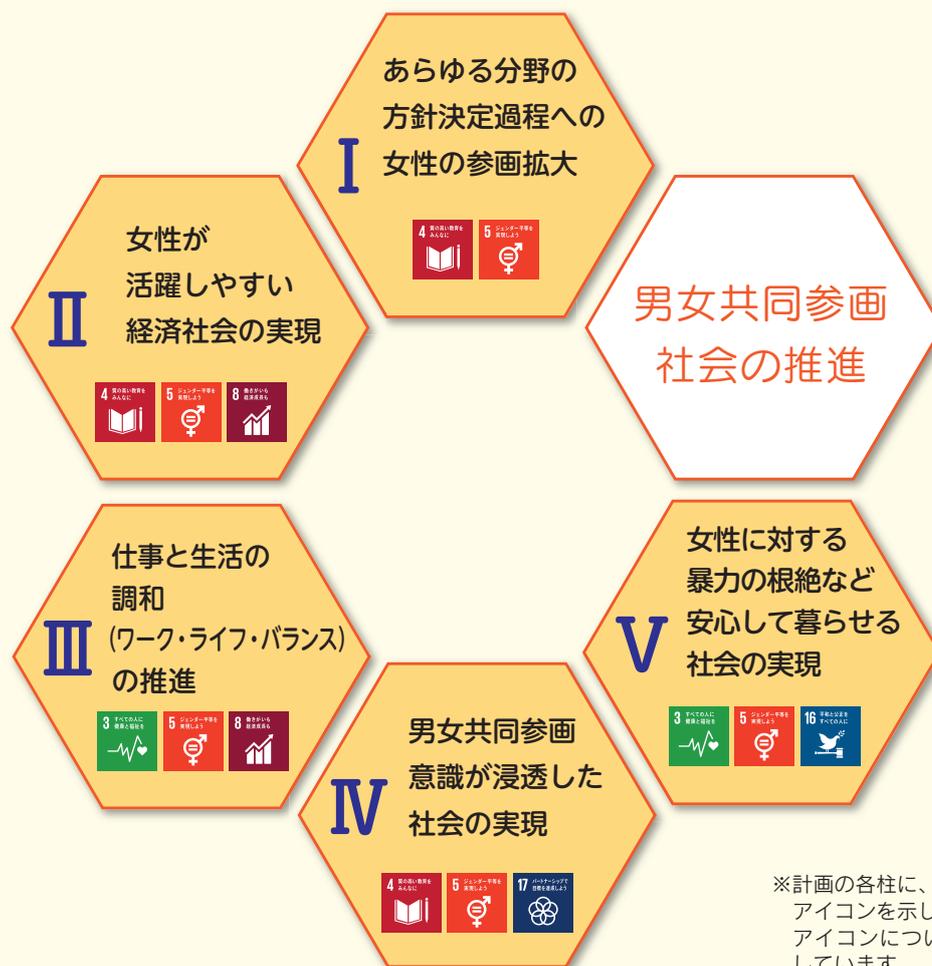
令和元年6月
北九州市

はじめに

本市では、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

このたび、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。本市の一層の男女共同参画社会の推進のため、市民や市民団体、企業など連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいきます。

計画の柱



計画期間

令和元年度から令和5年度まで（5年間）

計画の位置付け

「男女共同参画社会基本法」及び「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める「基本的な計画」です。また、市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州プラン」の部門別計画です。

柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

市役所における方針決定過程への女性の参画に取り組むことはもとより、企業、地域等において、方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の参画についての理解を深めるための働きかけや、将来指導的な地位へ成長していく層の育成に取り組めます。

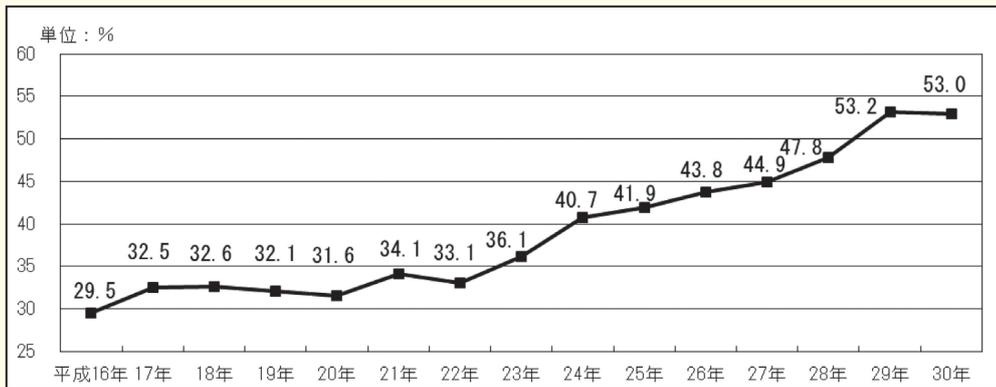
施策の方向

- 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

数値目標	現状	目標
市役所における女性役職者（係長以上）比率 （消防職員、教職員を除く）	17.6%	23%
市役所における女性管理職（課長級以上）比率 （消防職員、教職員を除く）	13.6%	15%
市立学校等における管理職に占める女性の比率 （校長、副校長、教頭、園長）	19.4%	25%
市付属機関等における女性の比率 （市付属機関等には市政運営上の会合を含む）	53.0%	50%以上※1

※1 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。

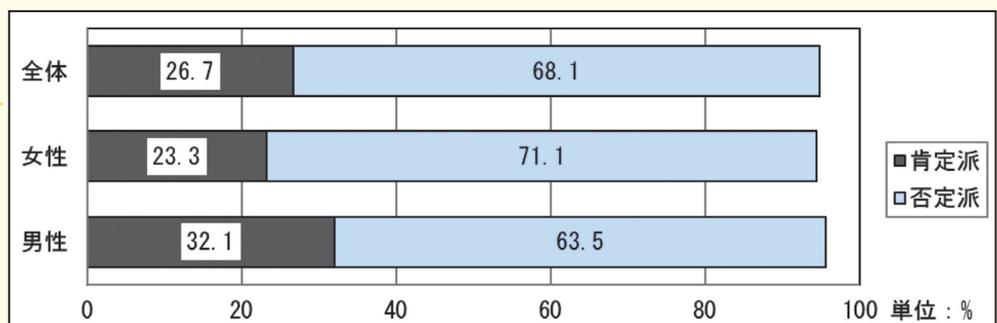
本市の審議会等における女性委員の参画率の推移



平成29年度に53.2%と政令指定都市で初めて50%を超えました。

資料：総務局

本市の性別による固定的役割分担意識の男女別割合



女性も男性も否定派が肯定派を大きく上回っています。

資料：「平成29年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、女性の継続的な就業やキャリアアップのための取組を行います。

また、育児等を理由として離職した女性の再就職や、起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組みます。

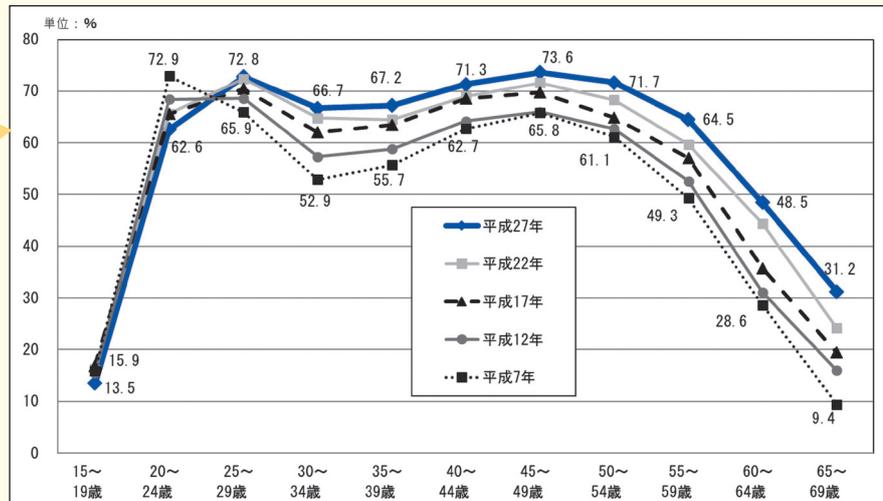
施策の方向

- 1 女性の就業・起業支援
- 2 企業における女性活躍の推進

数値目標	現状 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
25～44歳の女性就業率	70% (平成27年)	73%
イクボス同盟加盟企業数	108社 (平成30年12月)	300社

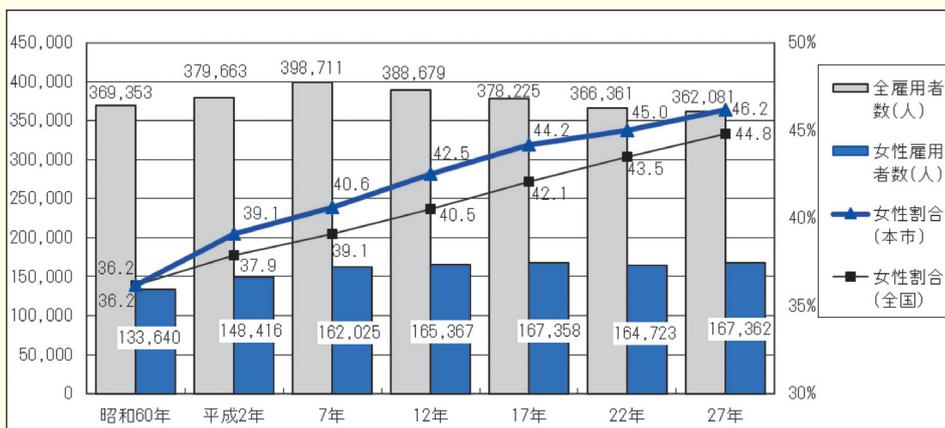
本市の女性の年齢階級別労働力率の推移

本市の女性の年齢階級別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。



資料：総務省「国勢調査」

雇用者数及び女性雇用者割合の推移



本市の女性雇用者数は年々増加傾向で、雇用者全体に占める女性の割合も増加し平成27年には46.2%となっています。

資料：総務省「国勢調査」

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進は、企業、働く人、家庭、地域などが連携しながら進めていくことが大切です。

長時間労働の削減や、労働生産性の向上などの働き方改革の推進、男性の育児休業の取得促進などについて、企業等への意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度等の周知などに取り組みます。

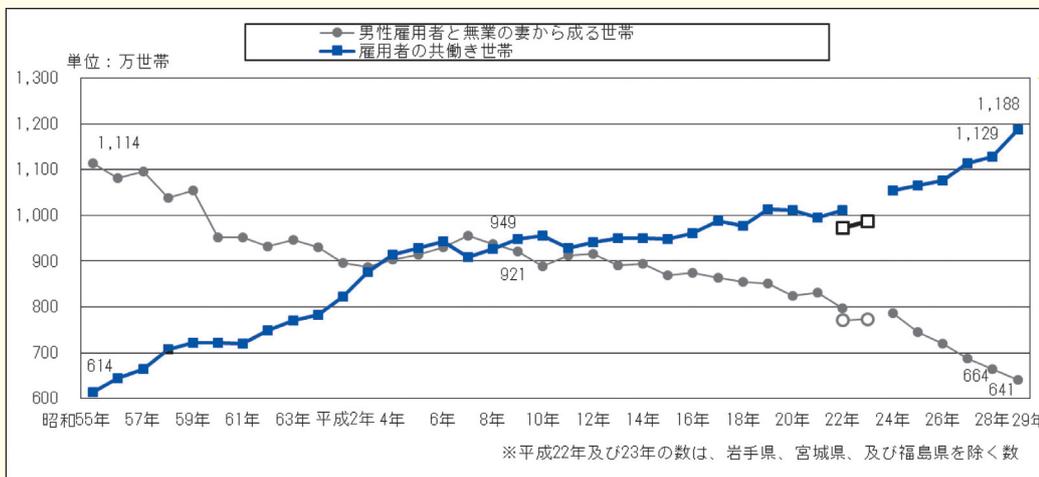
また、誰もが仕事上の責任を果たしながら、仕事と育児や介護等の両立を実現していくため、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実に取り組みます。

施策の方向

- 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

数値目標	現状 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
市役所における時間外勤務削減率	10.4% (平成26年度比)	10%以上 (平成30年度比)
市役所における男性職員の育児休業取得率	14.8% (平成30年3月)	30%
多様な保育の実施箇所数 ①延長保育（夜間保育所を含む） ②休日保育 ③病児保育	①154箇所 ② 7箇所 ③ 12箇所 (平成30年度)	①158箇所 ② 7箇所 ③ 14箇所 (令和元年度) <small>(令和2年度以降の次期目標については別途策定予定)</small>

共働き等世帯数の推移



平成9年以降は共働き世帯数が男性片働き世帯を上回り、平成29年には男性片働き世帯の約1.9倍となっています。

資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

男女共同参画社会の実現には、男女が性別に関わりなく社会のあらゆる分野で、ともに責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていくことが必要です。

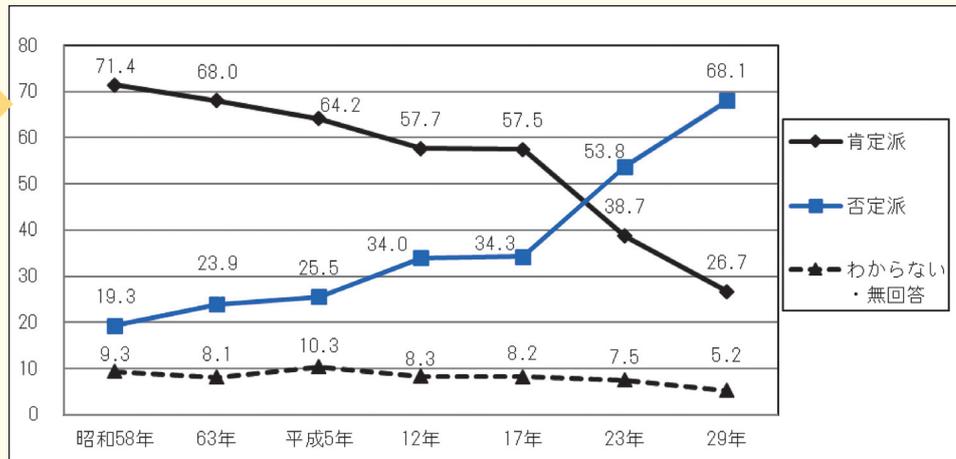
施策の方向

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進
- 2 男性にとっての男女共同参画の推進
- 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
- 4 防災における男女共同参画の推進

数値目標	現状 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成29年度)	80%

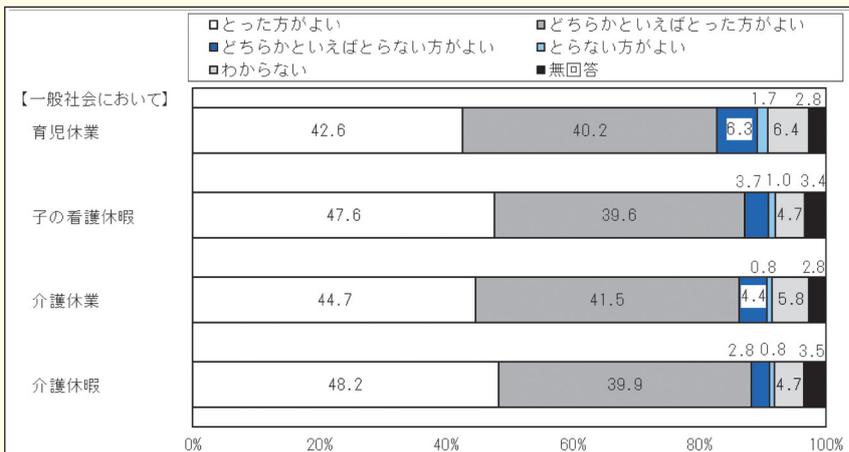
本市の性別による固定的役割分担意識の推移

平成29年度に、性別による固定的な役割分担に否定的な人の割合は68.1%となり、初めて男性も否定的な人の割合が半数を超えました。



資料：「平成29年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

男性の休業・休暇取得について



男性が育児・介護の休業や休暇の制度を活用することについては、8割以上の人々が肯定的に考えています。

資料：「平成29年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現 ～第3次北九州市DV対策基本計画～

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、早急に対応すべき重要な課題です。

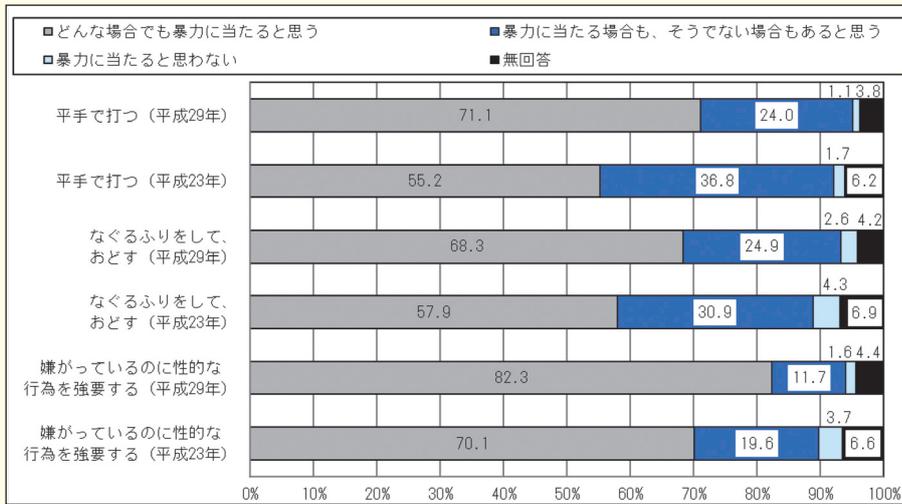
市民一人ひとりに人権の尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援など様々な支援を行います。

施策の方向

- 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援
- 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止
- 3 生涯を通じた女性の健康支援
- 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

数値目標	現状 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
夫婦間における「①平手で打つ」「②殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成29年度)	①80% ②80%

本市の配偶者や恋人等からの暴力に対する考え方

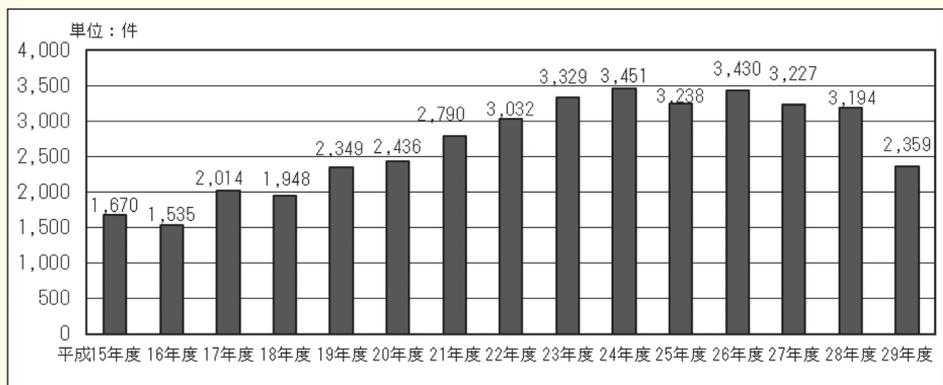


資料：「平成29年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

配偶者や恋人など親しい関係にある人からの暴力と認識される行為について「どんな場合でも暴力に当たる」という回答は増加しており、配偶者等からの暴力に対する認識は高くなっています。

本市の相談窓口でのDVに関する相談件数は、概ね横ばいの状況ですが、「どこにも相談しなかった」と回答している人が45.2%おり、啓発活動や支援体制の充実が必要です。

本市の相談窓口でのDV相談件数の推移



資料：総務局、子ども家庭局

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で193のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなる。

〔SDGs 17のゴール〕



DV (ドメスティック・バイオレンス)

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間における暴力のことです。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、いやがっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」なども含まれます。高校生や大学生などの若年層における交際相手からのDVのことを、特にデートDVとよびます。

北九州市総務局男女共同参画推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2405 FAX 093-582-2624